

みどりヶ丘北地域

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝二丁目

【最初の認可】 平成19年11月9日 【最近の認可年月日】 平成29年11月9日 【認可番号】 29指令住建指第118号

【有効期間】 令和4年11月9日 より 5年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 第一種低層住居専用地域では、一戸建ての専用住居(二世帯住宅含む)を原則とする。
- 2 アパート、マンション、寄宿舎を禁止する。
- 3 風俗営業的施設及び店舗型性風俗特殊営業施設や深夜に酒類を提供する飲食店を禁止する。
- 4 宗教団体施設(神社、寺院、教会、その他これらに類するもの)を禁止する。
- 5 敷地30坪(99.2㎡)未満のミニ開発を禁止する。
- 6 第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域では、建築物の高さは15m以下とする。
- 7 第一種低層住居専用地域においては、建築物の高さはもとの地盤から10m以下とする。
- 8 地域の環境美化を図り、健全な住宅地にふさわしい街づくりに努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。